

令和 8 年度 間接補助金交付の採択に係る審査基準

令和 8 年 5 月 12 日
(一財)環境優良車普及機構

令和 8 年 4 月 1 日環水大モ発第 26040113 号「環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業) 実施要領」第 3 (4) イに基づき、標記の審査基準を
以下のとおり定める。

1 補助対象事業者

補助対象とする事業者は、以下の要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のアからウのいずれかに該当する者であって、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154
号)第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる中小企業者(資本金 3 億円以下、または従業員数 300 人以下)
である事業者

ア 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83 号)第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動
車運送事業を営業者

イ 貨物自動車運送事業法第 2 条第 3 項に規定する特定貨物自動車運送事業を営業者

ウ 貨物利用運送事業法(平成元年法律第 82 号)第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用
運送事業を営業者

(2) 事業用自動車の貸渡し(リース)を業とする者((1)に貸渡す者に限る。)

(審査項目)

○上記要件への適合性を確認するため、以下の点につき確認する。

●貨物自動車運送事業報告書、事業概況報告書、又は事業実績報告書により中小企業であるこ
とを確認する。

●リース事業者と運送事業者との契約書により、使用者が運送事業者であることを確認する。

2 補助対象車両

・低炭素型ディーゼルトラック(該当する型式は別表参照)

補助対象とする車両は、以下の要件のいずれにも該当する車両とする。

(1) 車両総重量 3.5 トン超の事業用ディーゼルトラックのうち、以下の基準を満たす車両であ
ること。

大型車、中型車、小型車とも 2025 年度燃費基準を達成していること。

(注) ・大型車：車両総重量 12 トン超の車両

・中型車：車両総重量 7.5 トン超 12 トン以下の車両

・小型車：車両総重量 3.5 トン超 7.5 トン以下の車両

(2) 令和 8 年 4 月 1 日(火)から令和 9 年 1 月 29 日(金)までに新車新規登録した車両であ
ること。

(審査項目)

○上記要件への適合性等を確認するため、以下の点につき確認する。

- 自動車検査証記録事項により自動車の登録年月日、車両要件(車両総重量)を確認する。
- 申請書及び自動車検査証記録事項により申請者と車両所有者(又は使用者)の同一性を確認する。
- 請求書、領収書等により車両購入価格の実績等を確認する。

○上記要件(1)への適合性等を確認するため、以下の点につき確認する。

- 自動車検査証記録事項の車名型式欄に記載されている型式、車両総重量、販売店発行の2025年度燃費基準達成証明書から、該当する車両であることを確認する。
ただし、自動車検査証の登録型式に「改」が付く改造車にあつては、「原動機」、「動力伝達装置」、「走行装置」及び「燃料装置」の全てが改造されていない車両に限る。

3 補助要件

1の補助対象事業者が、2の補助対象車両を導入する場合であつて、以下の補助要件を満たすときに補助金を交付する。

エコドライブを含む燃費改善に取り組むことにより、トラックより排出するCO₂の削減に積極的に取り組むこと。このため、具体的には以下のいずれかの要件に該当すること。

ア エコドライブ等燃費改善取組体制について、第三者認証を取得していること。

イ 下記の項目に係る具体的な取組体制を構築し、運営していること、又はこれを実施する計画があること。

- 指針・マニュアル・取組方針等の策定及び事業所への備え置き・共有等
- 取組状況の測定・記録
- 評価と改善の手順の明確化
- ドライバーへの定期的な教育・訓練の実施

(審査項目)

○エコドライブを含む燃費改善への取組につき以下のとおり確認する。

- エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書により、上記の第三者認証の取得状況又は同認証を取得していない場合には具体的な燃費改善取組体制の構築・運営の状況(上記要件イの各項目毎に記載すること)を確認する。
- 補助当該年度及び次年度の事業報告時の「エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書」の進捗報告により、補助年度及び次年度1年間における取組の実施状況を確認する。
- 補助年度及び次年度1年間の燃費データから、燃費改善の状況及びCO₂の削減効果を確認する。

(2) 低炭素型ディーゼルトラックの申請に係る使用過程車の廃止を伴う場合の要件

低炭素型ディーゼルトラックの申請に伴い、使用過程車の廃止を伴う申請については、

当該廃止車両が、次の各要件のいずれにも該当すること。

- ア 平成 27 年度以前（～平成 28 年 3 月 31 日）に初度登録された事業用トラックを対象とする。（ただし、CNGトラック、ハイブリッドトラック及びLPGトラックを除く。）
- イ 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 1 月 29 日までに廃車されるものであること。
- ウ 現在使用され、又は直近まで使用されている、以下の各要件に適合する事業用トラックであること。

- ① 廃車するまでの過去 1 年間継続して、原則自社で事業用トラックとして使用していたこと。
- ② 廃車日の 6 ヶ月前の期日における自動車検査証が有効なものであること。
- ③ ②の自動車検査証の有効期間内において一定距離以上の走行を行ったもの、具体的には、普通車 3,000km、小型車 3,000km、特種車 5,000km 以上の走行を行ったものであること。
- ④ 廃止車両が、下記（表 1）のとおり、補助対象導入車両と同区分以上であること。

表 1

廃車車両	導入車両
大 型	大型、中型又は小型
中 型	中型又は小型
小 型	小 型

（審査項目）

○上記の廃止車両の要件への適合性を確認するため、以下の点につき確認する。

- 自動車検査証、登録事項等証明書、自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面により廃車が確実に行われたことを確認する。
- 登録事項等証明書により廃止車両の走行実績を確認する。
- 自動車検査証により廃止車両と導入車両の区分を確認する。

(別表)

令和8年度低炭素型ディーゼルトラックの型式一覧

2025年度燃費基準達成車で、下表記載の型式であるもの。
但し、ハイブリッド車は除く

区分	【小型】(3.5トン超7.5トン以下)							【中型】(7.5トン超12トン以下)							【大型】(12トン超)				
	いすゞ	UDトラック	三菱	トヨタ	日産	マツダ	日野	いすゞ	UDトラック	三菱	トヨタ	日産	マツダ	日野	いすゞ	UDトラック	三菱	日野	VOLVO
型式	NJR	BJR	FB	GDY	APR※	LJR	XZU※	FRR※	BRR※	FEB90	XZU※	APR※	LKR※	XZU※	FTR	BVR	FP	FH	4S2T
	NLR	BKR※	FD	XZU※	AJR	LKR※	GDY	FRS	BSR	FEC90		AKR※	LPR※	FC	FTS	BTR	FS8	FN	5S2T
	NMR	BLR	FE		AJS	LLR		FSR	BRS	FED90				FD	FVR	BTS	FU8	FR	5S4T
	NNR	BMR※	FG		AKR※	LMR		FSS	BSS	FEBMO				FX	CVR	CD	FV	FS	
	NKR※	BNR			AKS	LNR		NKR※	BKR※					GC	CXE	CG	FY8	FW	
	NPR※	BPR※			ALR	LPR※		NPR※	BPR※					GD	CXG	CV		SH	
	NHS	BJS			ALS				BMR※					GX	CXM	CW		FE	
	NJS	BKS			AMR										CXY	CX		FJ	
	NLS	BLS			AMS										CXZ	GK			
	NMS	BMS			ANR										CYE	GW			
	NNS	BNS			APS										CYG				
	NKS	BPS													CYH				
	NPS	BRR※													CYJ				
	FRR※														CYL				
															CYM				
															CYY				
														CYZ					
														EK					
														EW					
														SG					
														SW					

- ・上記型式一覧に記載があるものであっても、3.5トンを超えないものは対象としない。
- ・登録型式に「改」が付く改造車両にあっては、「原動機」、「動力伝達装置」、「走行装置」、「燃料装置」の全てが改造されていない車両に限る。
- ・対象は、ディーゼル車に限る。※印は、自動車検査証上の車両総重量により区分を判断する。
- ・この一覧は、変更または追加する場合があります